

京都市長の権限に属する衛生事務委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年5月9日

京都市長 門川 大作

京都市規則第9号

京都市長の権限に属する衛生事務委任規則の一部を改正する規則

京都市長の権限に属する衛生事務委任規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項第73号中「第15条」の右に「及び第15条の2」を、「調査」の右に「並びに同法第15条の3による報告の要求、質問及び調査」を加え、同項中第85号を第86号とし、第82号から第84号までを1号ずつ繰り下げ、第81号の次に次の1号を加える。

(82) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3及び第50条の2による報告の要求及び協力の要請に関すること。

附 則

この規則は、平成20年5月12日から施行する。

(総務局総務部文書課)